

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年 9月 21日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区若宮通五条下ル毘沙門町33番地1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ハートフレンド 代表取締役 井上壮一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	720 台	台	台	700 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	610 台	台	20 台	600 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	200	キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	機器使用時に異常が発生すれば設備業者手配し対応する			
	廃棄時	設備業者に依頼し適切な方法で処分する			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	年に1回専門の設備業者にて店舗臨店、点検依頼			
	廃棄時				
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷蔵設備の機器更新及び新規設置時にメーカーより環境配慮商品の提案を頂く				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。